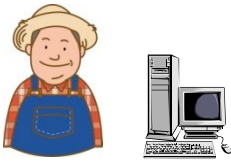


牛の管理者(酪農家、肉用牛農家など)の皆様へ

牛トレーサビリティ制度の一部改正にともない、平成22年4月1日から  
**死亡牛の引渡し先の届出も必要になります!**

## 現行

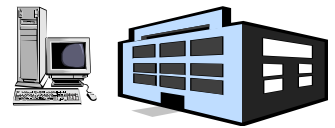
牛の管理者



死亡の届出



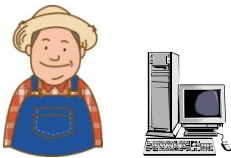
独立行政法人  
家畜改良センター



- ・ 個体識別番号
- ・ 死亡の年月日

## 改正後(22年4月1日~)

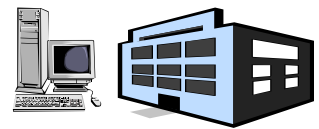
牛の管理者



死亡の届出



独立行政法人  
家畜改良センター



- ・ 個体識別番号
- ・ 死亡の年月日
- ・ 死亡牛の引渡し先(処分先)の  
コード番号

- 平成22年4月1日以降に死亡した牛については、牛トレーサビリティ制度に基づく死亡の届出の際に、死亡牛を化製場、家畜保健衛生所などに引き渡した場合、個体識別番号と死亡の年月日に加え、死亡牛の引渡し先(処分先)の名称、住所及び連絡先(※)の届出が必要になります。

〔※ 死亡牛の引渡し先(処分先)の名称、住所及び連絡先は、処分先のコード番号を報告することになります。処分先のコード番号が不明な場合は、最寄りの農政事務所等にお問い合わせください。〕

- 牛が死亡(出生直後に死亡したものを除く)した時は、遅滞なく(独)家畜改良センターへ死亡の届出をしましょう!